

平成 30 年度同行援護従業者養成研修（一般課程）開催要項

1. 目的

同行援護サービス（※1）を提供する際に必要とされる知識・技術等の修得を図ることを目的に開催する。

※1 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。

2. 主催者

島根県（実施機関：社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

3. 期日・開催場所・定員

会場	期日	開催場所	定員
松江	【前期】4月25日（水）～26日（木） 【後期】5月16日（水）～17日（木）	【前期】くにびきメッセ「501 大会議室」 【後期】 " " 「601 大会議室」 (松江市学園南町1丁目2-1)	各28名
浜田	【前期】5月22日（火）～23日（水） 【後期】5月29日（火）～30日（水）	いわみーる「401 研修室」 (浜田市野原町1826-1)	

4. 受講対象者

下記①～③のいずれかに該当するもの。

- ①同行援護サービス従事予定者
- ②同行援護サービスを提供する事業所のサービス提供責任者配置予定者（※2）
- ③地域生活支援事業における「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」に従事する盲ろう者向け通訳・介助員

※2 ②に該当する方は、本研修及び別途開催する同行援護従業者養成研修（応用課程）の受講が必須です。

5. 申込方法・受講料・受講決定

- ①平成30年4月6日（金）までに別紙受講申込書により申し込んでください（FAX可）。
- ②受講を決定した場合、申込締切後10日以内に決定通知を発送します。受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたしますので記載された振込期限までに所定の方法により受講料をお振込みください。
受講料 ひとり3,000円
- ③受講決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合、研修初日の1週間前の午後5時までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金いたします（手数料は事業所負担）。
- ④定員を上回る申し込みがあった場合は申込書の記載内容等を参考に受講決定を行います。

6. 実習について


- ①実習では会場周辺を歩きますので、歩きやすい靴、両手が使えるようなカバン（リュック・ショルダー等）でご参加ください。また、天候に応じて、各自雨具や防寒具等をご準備ください。
- ②全4日間のうち3日間は食事体験及び食事介助実習を実施しますので、昼食はこちらで斡旋するもの（500円・お茶なし・税込）を購入してください。
- ③お金全金種（1万円札・5千円札・千円札・500円玉・100円玉・50円玉・10円玉・5円玉・1円玉）及び印鑑（シャチハタ不可）の使用等について学ぶ科目がありますので、ご用意ください。
- ④バスの乗降訓練として路線バスに乗ります。その際はバス代（小銭）をご負担ください。（なお、領収書は発行しません）。
※実習内容に係る詳細な内容は、決定通知の際にお知らせいたします。

7. 修了証書の交付等

- ①本研修の全科目を修了した方には修了証明書及び携帯用修了証明書を交付します。
 - ②欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を発行できません。
 - ③研修受講態度が著しく不良であると認められる場合（※3）は、修了証書の発行を行わないこともありますので、予めご了承ください。
- ※3 他の受講者や研修会場に迷惑をかける行為、研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等における消極的な態度も含む）、研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、居眠り等）

8. テキストについて

本研修会では、下記テキストを使用します。購入方法については、受講決定通知書でお知らせします。

	<p>『同行援護従業者養成研修テキスト 第3版』（2014年5月発行） 中央法規出版（株） 価格 2,592円（税込） 【問合せ先】中央法規出版（株） 広島営業所（担当：伊藤） 〒732-0804 広島市南区西蟹屋 2-9-12 FKDビル 3F TEL：（082）568-5870 FAX：（082）568-5871</p>
---	---

9. その他

- ①地震・台風等、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合は、受講申込書に記載されたファックス番号宛（勤務先等）に一齐にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。
- ②研修中の録音・録画は一切禁止させていただきます。
- ③駐車場に限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
- ④インフルエンザなどの受講者の健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。
- ⑤研修受講にあたって配慮の必要な方は、申込時にご相談ください。

10. 問い合わせ先

「資格・要件に関するもの」島根県健康福祉部障がい福祉課 自立支援給付グループ TEL 0852-22-5239



「日時・会場等開催に関するもの」

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F 担当：西原・江角

TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956 URL <https://www.shimane-fjc.com/>

11. 会場案内図

 <p>「くにびきメッセ」松江市学園南 1 丁目 2-1</p>	 <p>「いわみーる」浜田市野原町 1826-1</p>
---	--

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

平成 30 年度同行援護従業者養成研修（一般課程）日程表

○松江会場【前期】4月25日（水）～26日（木）【後期】5月16日（水）～17日（木）

○浜田会場【前期】5月22日（火）～23日（水）【後期】5月29日（火）～30日（水）

		時 間	内 容
前期	1日目	9:10～9:25	受 付
		9:25～9:30	開 会
	9:30～16:30	視覚障がい者（児）福祉制度とサービス 同行援護の制度と従業者の業務 障がい・疾病の理解 障がい者（児）の心理 代筆・代読の基礎知識 情報支援と情報提供 食事体験	
	2日目	9:30～16:00	同行援護の基礎知識 同行援護の基本技能 振り返り・まとめ
後期	1日目	9:20～ 9:30	受 付
		9:30～16:30	同行援護の基礎知識 同行援護の基本技能 同行援護の応用技能 食事介助
	2日目	9:30～16:30	振り返り・まとめ

※全日約 1 時間程度の休憩があります。

※進行具合等状況に応じ、内容については変更する可能性があります。

【講 師】

視覚障がい者生活訓練等指導員、歩行訓練士等

【講師所属団体】

- ・社会福祉法人島根ライトハウス ライトハウスライブラリー
- ・社会福祉法人島根県社会福祉事業団 島根県西部視聴覚障害者情報センター
- ・島根県立盲学校